

国認定『創業支援事業計画』でバックアップ？

東大和市は国から創業に関する事業計画の認定を受け、市内外問わず創業を希望している方について、市内で創業してもらうため、連携機関と協力して様々な支援を実施します。

市の創業支援事業って何？

創業支援相談窓口と東大和市創業塾の2つの事業(特定創業支援事業)から創業希望者を支援していきます。特定創業支援事業とは経営、財務、人材育成、販路開拓の4つ分野を1ヶ月以上、継続して習得する事業のことです。

創業支援相談窓口って？

創業希望者の想いをカタチにするお手伝いを市と連携機関でしていきます。専門性の高い分野については連携機関に所属する専門家がわかりやすく解説。創業に関する小さなお悩みから、専門的な知識の習得、創業後のフォローまで、様々なお手伝いをしていきます。また、創業塾に参加できなかった方についても創業支援相談窓口事業で特定創業支援を習得することができ、創業塾を受講したものと同等の扱いになります。

市の創業支援事業を受けるメリットって何？

東大和市の特定創業支援事業を活用し、4つの分野を習得すると証明書を発行します。この証明書を持って、東大和市で創業しようとする以下のようなメリットがあります。登録免許税の軽減、創業関連保証の枠の拡大、創業関連保証の特例等や創業促進補助金の優遇、都制度融資の金利の優遇、政策公庫制度融資を利用要件の一つになっております。

東大和市役所

東大和市民部産業振興課
商工観光係
創業支援担当窓口
(TEL) 042-563-2111
(FAX) 042-563-5927

- 東大和市創業支援相談窓口 ※特定創業支援事業
・9:00～12:00 13:00～17:00 (土・日・祝祭日・年末年始を除く)
- 『東大和市創業塾』 ※特定創業支援事業
・経営、財務、人材育成、販路開拓等 (各1回ずつ、計5回)
- 東大和市制度融資の斡旋
※詳細は市ホームページまたは広報等にてご確認ください。
- 利子補給
・上記の東大和市制度融資を利用し、融資実行された方は、融資実行日を1年経過することにより、1年間お支払いになられた利子の一部を市が補助します。(運転資金及び設備資金並びに独立開業資金50%、不況対策特別運転資金70%)
- 信用保証料補助
・上記の東大和市制度融資を利用し、融資実行された方が支払った信用保証料について、市が1/3を市が補助します。
※利子補給及び信用保証料補助については、融資利用者から市へ申請する必要があります。また、申請の提出期限を過ぎた場合は補助の対象外となります。

(独)中小機構 中小企業大学校東京校 BizNest

中小企業基盤整備機構
関東本部
BizNest ビジネス
(TEL) 042-565-1195
(businest@smrj.go.jp)

- 創業支援相談窓口 (祝祭日・年末年始を除く)
・平日 9:00～21:00 ・土曜日 9:00～17:00
- 創業関連セミナー等の実施
- 個別支援
・専属のサポーター(創業・新規事業支援者)から個別の支援を受けることができます。
- 主な施設
・ブースオフィス、個室、交流コーナー、セミナールーム、会議室などご利用できます。(ご利用には会員登録が必要です。)
詳細は、中小機構ビジネスで検索し、ホームページにてご確認ください。

東大和市商工会

東大和市商工会事務局
(TEL) 042-562-1131
(FAX) 042-562-1530

- 創業支援相談窓口
・9:00～12:00 13:00～17:30 (土日祝祭日・年末年始を除く)
- 市内創業希望者を対象にした経営相談
専門家の紹介等